

4 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月診療分まで）は、2割負担となる方について、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

| | |
|---------------|---------|
| 窓口負担割合1割のとき ① | 5,000円 |
| 窓口負担割合2割のとき ② | 10,000円 |
| 負担増 ③ (②-①) | 5,000円 |
| 窓口負担増の上限 ④ | 3,000円 |
| 払い戻し (③-④) | 2,000円 |



【配慮措置】

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため差額を払い戻します。

5 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

- 2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、法律の施行時期に申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは**絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします



6 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

「北海道後期高齢者医療広域連合」（TEL：011-290-5601）又は「役場民生課 健康保険係」（TEL：7-5290）までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター（TEL：0120-002-719）にお問い合わせください。※令和4年1月から3月までコールセンターを開設します。

